年度 税目	昭和27	28	29	33	38	46	52	54	55	58
鉱区税				砂鉱を目的としないもの 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額 90円 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額 180円 砂鉱を目的とするもの 河床 延長 1,000メートルごとに 年額 270円 河床でないもの 面積100アールごとに 年額 90円			砂鉱を目的としないもの 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額 180円 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額 360円 砂鉱を目的とするもの 河床 延長 1,000メートルごとに 年額 540円 河床でないもの 面積100アールごとに 年額 180円			砂鉱を目的としないもの 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額 200円 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額 400円 砂鉱を目的とするもの 河床 延長 1,000メートルごとに 年額 600円 河床でないもの 面積100アールごとに 年額 200円
狩猟税 （五十四年～平成十五年度は狩猟者登録税及び入猟税） （三十八年～五十三年度は狩猟免許税） （三十七年以前は狩猟者税）	税率 2,400円	狩猟を業とする者 1,800円 その他の者 3,600円	前年度分の所得税を納付する義務を有しない者、又は農業を主たる生業とする者で、もっぱら自家労力によってこれを行う者 1,800円 その他の者 3,600円	① 甲種狩猟免許を受ける者及び乙種狩猟免許を受ける者で②以外の者 3,600円 ② 甲種狩猟免許を受ける者及び乙種狩猟免許を受ける者のうち、前年度の総所得金額が所得税法の控除額の合計に満たないもの、又は農業を主たる生業とするもので、もっぱら自家労力によってこれを行うもの 1,800円 ③ 丙種狩猟免許を受ける者 900円	① 甲種狩猟免許を受ける者、又は乙種狩猟免許を受ける者で②以外の者 狩猟免許税 1,500円 入猟税 1,000円 ② 甲種狩猟免許を受ける者、又は乙種狩猟免許を受ける者で当該年度の県民税の所得割額を納付しないもの 狩猟免許税 700円 入猟税 1,000円 ③ 丙種狩猟免許を受ける者 狩猟免許税 450円 入猟税 350円	① 甲種狩猟免許を受ける者、又は乙種狩猟免許を受ける者で②以外の者 狩猟免許税 4,500円 入猟税 3,000円 ② 甲種狩猟免許を受ける者、又は乙種狩猟免許を受ける者で当該年度の県民税の所得割額を納付しないもの 狩猟免許税 2,000円 入猟税 3,000円 ③ 丙種狩猟免許を受ける者 狩猟免許税 1,500円 入猟税 1,000円	① 甲種狩猟免許を受ける者、又は乙種狩猟免許を受ける者で②以外の者 狩猟免許税 9,000円 入 猟 税 6,000円 ② 甲種狩猟免許を受ける者、又は乙種狩猟免許を受ける者で当該年度の県民税の所得割額を納付しないもの 狩猟免許税 4,000円 入 猟 税 6,000円 ③ 丙種狩猟免許を受ける者 狩猟免許税 3,000円 入 猟 税 2,000円	狩猟免許税の名称を狩猟者登録税に改める。 ① 甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で②以外のもの 狩猟者登録税 9,000円 入 猟 税 6,000円 ② 甲種狩猟免許を受ける者、又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で当該年度の県民税の所得割額を納付しないもの 狩猟者登録税 4,000円 入 猟 税 6,000円 ③ 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 狩猟者登録税 3,000円 入 猟 税 2,000円 ④ 放鳥獣区のみに係る狩猟者の登録又は当該登録を受けている者が受ける放鳥獣区及び放鳥獣区以外の場所に係る狩猟者の登録 狩猟者登録①～③の税額の1/2 ⑤ 放鳥獣区のみに係る狩猟者の登録 入 猟 税 非課税	甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許に係る狩猟者登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付しないもののうち地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当するもの（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 狩猟者登録税 4,000円 入 猟 税 6,000円	甲種又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で ① 本年度の県民税の所得割額を納める者 狩猟者登録税 10,000円 入 猟 税 6,500円 ② 甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許に係る狩猟者登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付しないもののうち地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当するもの（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 狩猟者登録税 4,500円 入 猟 税 6,500円 ③ 丙種狩猟免許を受ける者 狩猟免許税 3,300円 入 猟 税 2,200円

税目＼年度	16	19	23	27
鉱区税				
狩猟税（五十四年～平成十五年度は狩猟者登録税及び入猟税）（三十八年～五十三年度は狩猟免許税）（三十七年以前は狩猟者税）	狩猟者登録税、入猟税を、狩猟税に改める 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で ① 本年度の県民税の所得割を納める者 16,500円 ② 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者登録を受ける者で当該年度の県民税の所得割額を納付しないもののうち地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当するもの（農業、水産業又は林業に従事している者を除く）以外の者 11,000円 ③ 第二種銃猟免許を受ける者 5,500円 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 ①から③の税率の4分の1	網・わな猟免許を網猟免許とわな猟免許とに分割する。 網猟免許・わな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で ① 本年度の県民税の所得割額の納付を要する者 8,200円 ② 当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者のうち地方税法第23条第1項第7号に規定する扶養親族に該当するもの（農業、水産業又は林業に従事している者を除く）以外の者 5,500円 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 ①②の税率の4分の1	対象鳥獣捕獲員に係る税率の特例措置が創設された。 対象鳥獣捕獲員としての狩猟者の登録を受ける者、又は同一狩猟期間内に対象鳥獣捕獲員でなくなった場合の登録を受ける者に係る狩猟税の税率 各税率の2分の1	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の税率について、2分の1軽減から課税免除へ特例措置が拡大された。 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟税の税率の特例措置（課税免除）が創設された。 許可捕獲等の許可を受け行った者又は許可捕獲等の従事者に係る狩猟税の税率の特例措置（各税率の2分の1）が創設された。